

とくしま新未来雇用創造プロジェクト推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、とくしま新未来雇用創造プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、徳島県が取り組む「とくしま新未来雇用創造プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）を推進するために必要なことを協議するとともに、プロジェクトの目的達成をするために必要な事業を実施する。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) プロジェクトに係る事業構想及び事業計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他、プロジェクトの目的を達成するために必要な事項に関すること。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 会長は、徳島県商工労働観光部長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、会長は必要に応じ委員を追加することができる。

(協議会の開催)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 第4条第1項に定める委員が会議を欠席する場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。
- 4 会議は委員（代理を含む）の2分の1以上の出席をもって成立し、会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数のときは、会長がこれを決する。
- 5 必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 協議会による協議については、迅速な処理を行う必要がある場合など、必要に応じて文書等による意見照会をもって代えることができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課において処理する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年7月1日から施行する。